

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る契約の締結時期は、令和 8 年度予算の成立日以降とします。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 8 年産備蓄米の政府買入れ
- (2) 買入対象米穀：令和 8 年産国内産米穀（入札仕様書（別紙 1）において買入れの対象とする備蓄米として定める主食用の米穀をいう。）
- (3) 買入予定数量：令和 8 年産備蓄米の政府買入予定数量は 207,521 トンとし、産地指定を行う優先枠（以下「都道府県別優先枠」という。）及び産地指定を行わない一般枠（以下「一般枠」という。）のとおり買入枠を設定する（公告別記 1）。
- (4) 最小売渡申込数量：最小売渡申込数量について（公告別記 2）による
- (5) 仕 様 等：入札仕様書（別紙 1）による
- (6) 入 札 方 法：入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの 1 等玄米 60 キログラム当たりの価格及び数量により行うものとする（政府買入代金の支払総額については、契約価格と買入数量により算定される金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。）。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を有することを農林水産省農産局長から通知を受けている者であり、資格停止を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者でないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知）に基づく指名停止を受け

ている期間中の者でないこと。

3 入札説明書、買入契約書案等の交付の場所、期間及び時間

- (1) 場所：別表に掲げる地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局において交付する。
- (2) 期間：令和8年3月13日（金）から令和8年4月13日（月）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）
- (3) 時間：午前10時から午後5時まで

4 政府所有米麦情報管理システムの利用

本案件は、政府所有米麦情報管理システムを利用した電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）での入札参加を原則とする。ただし、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け19総食第2065号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）第2の2の（1）のアからエまでに掲げる事由がある場合は、紙媒体による入札での参加をすることができる。

5 入札書の提出及び入札執行

(1) 入札書の提出

ア 電子入札システムにより入札する場合
電子入札システムにおいて行う。

イ 紙媒体により入札する場合

提出場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班

（〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

(2) 入札書を紙媒体により提出する方法等

運用基準第2の2に基づき、入札書を紙媒体により提出する入札参加者は、事前に運用基準別紙様式1の紙入札届を農産局長に提出する。

入札書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「令和8年産備蓄米の政府買入入札書（〇〇〇※）」と記入し、(3)のイに定める締切日時までに(1)のイに定める提出場所に提出するものとする。なお、郵送する場合は、特定記録等、記録が確実に残る方法により送付するとともに、別添連絡票を下記連絡先へメール又は入札書と別封筒による郵送により通知するものとする。なお、入札参加者が複数の入札書を送付する場合、1つの封筒にまとめて送付することができる。

郵送先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班 宛

連絡先：メールアドレス beikoku@maff.go.jp

※ 令和8年産備蓄米の政府買入予定数量（公告別記1）に掲げる産地名又は「指定なし」を記載する。

(3) 入札書受付締切日時

ア 電子入札システムにより入札する場合

令和8年4月14日（火）午前11時00分

イ 紙媒体により入札する場合

（ア） 郵送による場合：令和8年4月13日（月）午後1時00分必着

（イ） 持参する場合：令和8年4月14日（火）午前11時00分

(4) 誓約事項

入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について入札前に確認しなければならず、電子入札システムによる入札又は紙媒体による入札をもってこれに同意したものとする。

(5) 入札を執行する場所及び日時

場所：農林水産省農産局第4会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号農林水産省2階・ドアNo.206）

日時：令和8年4月14日（火）午前11時00分

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効又は取消し

(1) 2の一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項に掲げる要件のいずれかを満たさない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札に際し、虚偽の申告をした者の入札は、無効とする。

(3) 入札書を紙媒体により提出する場合は、令和8年産備蓄米の政府買入れに係る入札書（別紙2）に入札者の記名のない入札は、無効とする。

(4) 売渡申込数量及び売渡申込価格を訂正した入札、売渡申込数量及び売渡申込価格に端数（数量においては1トン未満、売渡申込価格においては1円未満）を付した入札並びに最小売渡申込数量を下回る入札は、無効とする。

(5) 数字の記載が不鮮明又は不明確な入札のほか、所定の記載方法によらない入札は、無効とする。

(6) 電報、電信又はファクシミリによる入札のほか、公正な手段によらない入札は、無効とする。

(7) 令和8年産備蓄米の政府買入予定数量（公告別記1）に掲げる都道府県別優先枠に、当該都道府県別優先枠及び一般枠の買入予定数量の合計を超えて入札した者又は一般枠に、一般枠の買入予定数量を超えて入札した者の入札は、無効とする。

る。

- (8) 同一の入札者が1回の入札につき、同一の産地名に2つ以上の意思表示をし、又は「指定なし」に2つ以上の意思表示をした際は、無効とする。
- (9) 入札に参加する他人の代理人を兼ねた者が本人及び代理人として行った入札又は2人以上の代理人である者が行った入札は、その全てを無効とする。
- (10) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は、無効とする。
- (11) その他必要と認められる場合は、当該入札を取り消すことがある。

8 落札者の決定方法

- (1) 入札は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第19条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、令和8年産備蓄米の政府買入予定数量（公告別記1）に掲げる都道府県別優先枠又は一般枠の範囲内において単価及び数量をもって行い、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次都道府県別優先枠又は一般枠に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同数量、同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじで先順位の落札者を決定する。
- (4) 当該回の入札において都道府県別優先枠の買入予定数量を超えて応札された数量については、一般枠への応札とみなす。
最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して一般枠を超える場合は、その超える数量については、落札がないものとする。

9 落札結果の通知

- (1) 電子入札システムを利用する場合
落札結果は、入札参加者に対し、電子入札システムによる入札執行日から3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内に通知するものとする。
- (2) 入札書を紙媒体により提出した入札者の場合
落札結果は、紙媒体による入札執行日から3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内に入札参加者に通知するものとする。

10 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、落札者が契約書を作成するものとする。

11 その他

- (1) 原則として第1回から第3回までの入札においては、都道府県別優先枠及び一般枠を設けることとする。ただし、当該回の入札で都道府県別優先枠が全て落札された場合はこの限りでない。
- (2) 当該回の入札において都道府県別優先枠の買入予定数量を超えて応札された数量については、一般枠への応札とみなす。
- (3) 原則として第3回以降の入札においては、最小売渡申込数量（公告別記2）を10トンとする。
- (4) 入札は、原則として6月の入札をもって最終回とする。ただし、農林水産省農産局長が入札を実施する必要があると認める場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が本入札に係る契約書を作成しない場合は、基本要領の規定に基づき、売渡申込資格の停止又は取り消すことがある。
- (6) 本公告に記載なき事項は、入札説明書及び入札仕様書による。

令和8年3月13日

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

令和 8 年産備蓄米の政府買入予定数量

備蓄米の政府買入予定数量	207,521トン
うちCPTPP分	7,521トン
(単位：トン)	
都道府県別優先枠（第 1 回）	180,000
北海道	10,001
青 森	25,233
岩 手	3,482
宮 城	11,972
秋 田	15,589
山 形	20,429
福 島	31,606
茨 城	666
栃 木	5,879
埼 玉	204
千 葉	681
新 潟	25,932
富 山	11,880
石 川	7,841
福 井	3,670
長 野	1,352
岐 阜	483
静 岡	19
愛 知	722
滋 賀	1,159
鳥 取	389
島 根	126
岡 山	191
広 島	57
徳 島	301
高 知	10
福 岡	35
大 分	91
一般枠(指定なし)	27,521

最小売渡申込数量について

1 入札申込数量

本入札における最小売渡申込数量は、100 トンとする。

ただし、買入予定数量の都道府県別優先枠が 100 トン未満の場合は、当該枠の数量を最小売渡申込数量とする。

2 落札米穀の引渡し

本入札の結果、政府に引き渡すこととなった米穀については、産地及び品種を同じくする米穀により、入札仕様書 2 の(1)の A 区分米穀の場合は 50 トン以上、(2)の B 区分米穀の場合は 10 トン以上のロットを構成し、入庫・はい付けされた状態で、政府所有米穀の販売、保管、運送等業務を受託する事業者（以下「受託事業者」という。）が落札者と協議した上で選定する倉庫において、引き渡すこととする。なお、1 ロットにつき 1 倉所（同一人の経営する倉庫の所在する 1 敷地をいい、道路によって分断されていても 1 倉所とする。）において引き渡すこととする。ただし、受託事業者と協議した上で 2 以上の倉所で引き渡すことができるものとする。

また、A 区分米穀によるロットであって、当該ロットが等級の異なる米穀により構成される場合は、等級による区分が可能な入庫・はい付けを行うこと。

入札説明書、買入契約書案等の交付場所

農政局、事務所名	担当課	住所	電話番号
北海道農政事務所	業務管理課	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 (エムズ南22条ビル)	011-330-8808
東北農政局	業務管理課	仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎)	022-745-9386
関東農政局	業務管理課	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-740-0434
北陸農政局	業務管理課	金沢市広坂2丁目2番60号 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4008
東海農政局	業務管理課	名古屋市中区三の丸1-2-2 (農林総合庁舎2号館)	052-223-4616
近畿農政局	業務管理課	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-414-9741
中国四国農政局	業務管理課	岡山市北区下石井1丁目4番1号 (岡山第2合同庁舎)	086-224-4511
九州農政局	業務管理課	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-300-6228
沖縄総合事務局	生産振興課	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)	098-866-1653

入札説明書

本入札説明書は、令和8年産備蓄米の政府買入契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

1 入札参加者の心得等

- (1) 入札参加者は、入札公告及び本入札説明書（別紙を含む。）並びに買入契約書案を熟知の上、入札しなければならないものとし、入札後これらの内容についての不知、不明等を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) 落札者は、落札した価格及び数量により政府と契約を締結するものとする。

2 入札書の作成時の留意事項

- (1) 「売渡申込価格」は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの1等玄米60キログラム当たりの円単位の単価とし、円未満の端数を付けてはならない。
- (2) 「売渡申込数量」に記載する最小売渡申込数量は、100トンとする。ただし、買入予定数量の都道府県別優先枠が100トン未満の場合は、当該枠の数量を最小売渡申込数量とする。
なお、1トン未満の端数を付けてはならない。
- (3) 入札書を電子入札システムにより入札する場合
 - ① 国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（以下「売渡申込資格者」という。）は、政府所有米麦情報管理システム運用要領（平成19年3月30日付け18総合第1845号総合食料局長通知）様式第1号の政府所有米麦情報管理システム利用申込書を情報システム責任者に提出する。
 - ② 情報システム責任者は、①の内容を確認しID及びパスワードを売渡申込資格者に通知する。
 - ③ 売渡申込資格者は、②のID及びパスワードにより電子入札システムにログインし、入札を行う。
 - ④ 入札書の提出は、電子入札システムの申込情報を保存し、確定することで行う。
 - ⑤ 代表者氏名及び競争参加資格者番号の入力は、不要である。

- ⑥ 代理人をして入札するとき、紙媒体により入札を行うものとする。
 - ⑦ 電子入札システムの確定操作後は、応札内容の修正をすることができない。
- (4) 入札書を紙媒体により提出する場合
- ① 入札書は、令和8年産備蓄米の政府買入れに係る入札書（別紙2）によるものとし、数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載するものとする。
 - ② 代表者氏名は、国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）の審査を申請する際に提出した売渡申込資格審査申請書に記載した代表者名（変更を届け出た場合は変更後のもの）を記載するものとする。
 - ③ 競争参加資格者番号は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が発行した資格確認通知書に記載された当該番号を記載するものとする。
 - ④ 代理人をして入札するとき、売渡申込資格者は備蓄米の入札参加等に関する委任状（別紙4）を農産局長に提出し、入札書に、入札参加者本人の名称又は氏名を記載するとともに、代理人であることを表示の上、代理人の名称又は氏名を記載するものとする。なお、復代理人をして入札する場合も、これに準じる。
 - ⑤ 入札書を訂正するとき、訂正箇所には訂正印を押印するものとする。ただし、売渡申込数量及び売渡申込価格を訂正した場合は無効とする。
- (5) 売渡申込資格者は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第1章第3の4の（1）のアからオまでに掲げる事項について変更があった場合は、入札日の3日（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1項第1項各号に掲げる日は算入しない。）前までに「売渡申込資格審査申請書変更届」（基本要領様式1-I-6）を農産局長に提出する。

3 契約手続

- (1) 落札者又は備蓄米の入札参加等に関する委任状（別紙4）若しくは備蓄米の引渡事務等に関する委任状（別紙5）により権限を委任された代理人は、入札公告の9の落札結果の通知を受けた場合、当該落札結果に係る米穀の地域農業再生協議会ごとの生産予定数量に見合うほ場面積を算定するものとする。
- (2) 落札者又は備蓄米の入札参加等に関する委任状により権限を委任された代理人（以下「落札者等」という。）は、入札公告の9の落札結果の通知に記載された落札価格及び落札数量を踏まえ、政府と買入契約を締結するものとする。

この場合、落札者等は、必要事項を記載した買入契約書（正2通をそれぞれ袋とじする。）を作成し、原則、令和8年度予算成立日以降令和8年4月30日までに（令和8年4月30日までに当該予算が成立していない場合は、当該予算成立日後速やかに）売渡申込資格の審査を申請する際に提出した資格審査申請書に

記載した住所を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を經由して農産局長に提出するものとする。

- (3) 政府と買入契約を締結した落札者等（以下「売渡人」という。）は、落札に係る備蓄米の地域農業再生協議会の区域ごとの引渡予定数量、単収及び生産予定面積を地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書（仕様書別記3）に取りまとめ、令和8年8月20日までに当該地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、当該地域農業再生協議会が所在する区域を管轄する地方参事官を經由して行うことができる。

4 買入代金に係る消費税相当額の支払

食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長は、契約価格及び契約数量により算定される金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加えた額を、政府買入代金として売渡人に支払うものとする。

5 契約情報の公表

本入札に係る契約情報については、公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）に基づき、農林水産省ホームページにおいて公表する。

6 入札に関する問合せ先

- (1) 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（米穀業務班）
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
電話：03-3502-8111（内線5016）
- (2) 入札公告別表に掲げる地方農政局等

(参考)

令和8年産備蓄米の政府買入れの当面のスケジュール(予定)

入札日	契約締結時期	引渡開始時期
4月14日 (第1回)	令和8年6月末まで	令和8年9月1日

※1 入札公告現在の予定である。

※2 原則として第1回から第3回までの入札においては、都道府県別優先枠及び一般枠を設けることとする。ただし、当該回の入札で都道府県別優先枠が全て落札された場合はこの限りでない。当該回の入札において都道府県別優先枠の買入予定数量を超えて応札された数量については、一般枠への応札とみなす。

(別添)

連 絡 票

(メール・郵送)

【送信先】：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班
〈住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号〉
〈メールアドレス：beikoku@maff.go.jp〉

令和8年産備蓄米の政府買入れに係る入札書を、令和 年 月 日に
郵送したことを連絡します。

【送信者（売渡申込資格者）】

競争参加資格者番号：
住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：
担当者名：

- ※1 当連絡票は、入札書を紙媒体により提出する場合のみ使用してください。
- ※2 入札書に記載する内容をそのまま記載してください。
(資格確認通知書（変更を届け出た場合はその内容を反映）の記載事項と一致
していることを確認してください。)